日

	号 外 (5)	岐 阜 県 公 報				平成24年11月 1 日 (2)					
平成二十四年十一月一日発行	務所」を加える。		の一部を次のように改正する。 岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示(昭和三十九年岐阜県告示第百六十五号) 岐阜県告示第五百四号	告示		この規則は、公布の日から施行する。附別則	に改める。	リニア推進事務所	宮川上流河川開発工事事務所「	別表第二中「宮川上流河川開発工事事務所」	別表第一上欄中「、報道課」を削る。うに改正する。 岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のよ
発行所 岐阜 県庁発行者 岐市・数田南二丁目一番一号	が土木事務所」の下に 『 リニア推進事	岐阜県知事 古田 肇	4和三十九年岐阜県告示第百六十五号)					総務課長	管理調整係に属する上席の職員	管理調整係に属する上席の職員	収阜県規則第三十一号)の一部を次のよ
編 集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社											